

建設関係事務事業（その 2）の取扱いについて
建設関係事務事業（その 2）の取扱いについて提出する。

平成 16 年 9 月 14 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24-11	建設関係事務事業の取扱いについて
1		公園等の補助制度及び補助率については、財政計画（状況）等を勘案し、新町発足までに調整する。
2		土地改良事業の分担金については、事業費の 30%以内とし、町単土地改良事業の補助率は、大河内町の例による。
3		農道整備事業における、中山間地域総合整備事業で整備する農道は、継続事業につき現行のまま新町に引き継ぐ。町単事業の地元負担率は、財政計画計画（状況）等を勘案し、新町発足までに調整する。 また、農道修繕に対する補助率は、大河内町の例による。
4		ため池の維持工事費の補助については、大河内町の例による。 老朽ため池の改修事業については、現在、両町とも該当施設がないため新町発足後、適宜調整する。
5		道路及び橋梁改良にかかる地元負担については、町道認定基準の調整も含め、新町発足後、適宜調整する。なお、新町発足後速やかに町道の認定基準、等級等の基準を新たに定め、再度全町道及び農道等の公衆用道路を対象として再認定を行う。
6		道路の占用料については、新町発足後において地価等を勘案しながら、負担公平の原則に立ち、行政格差が生じないように調整する。
7		道路及び橋梁の維持修繕にかかる地元負担については、町道認定の基準等見直しも勘案し、合併後適宜調整する。
8		道路工事において必要な安全施設（ガ - ドレ - ル、ガ - ドパイプ、区画線等）に対する地元負担については、負担公平の原則に立ち、行政格差が生じないように新町発足後、適宜調整する。
9		がけ地近接危険住宅移転事業に対する補助制度は、神崎町の例による。

平成 16 年 9 月 14 日 (確認)・継続審議